別紙３

栄村の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和7年1月1日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) ５年度の人件費率
令和６年度	人 1,560	千円 3,272,487	千円 406,812	千円 601,041	% 18.4	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和６年度	人 53	千円 176,137	千円 17,720	千円 72,175	千円 266,032

(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,019	千円 5,732

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。

２　職員数については、令和６年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

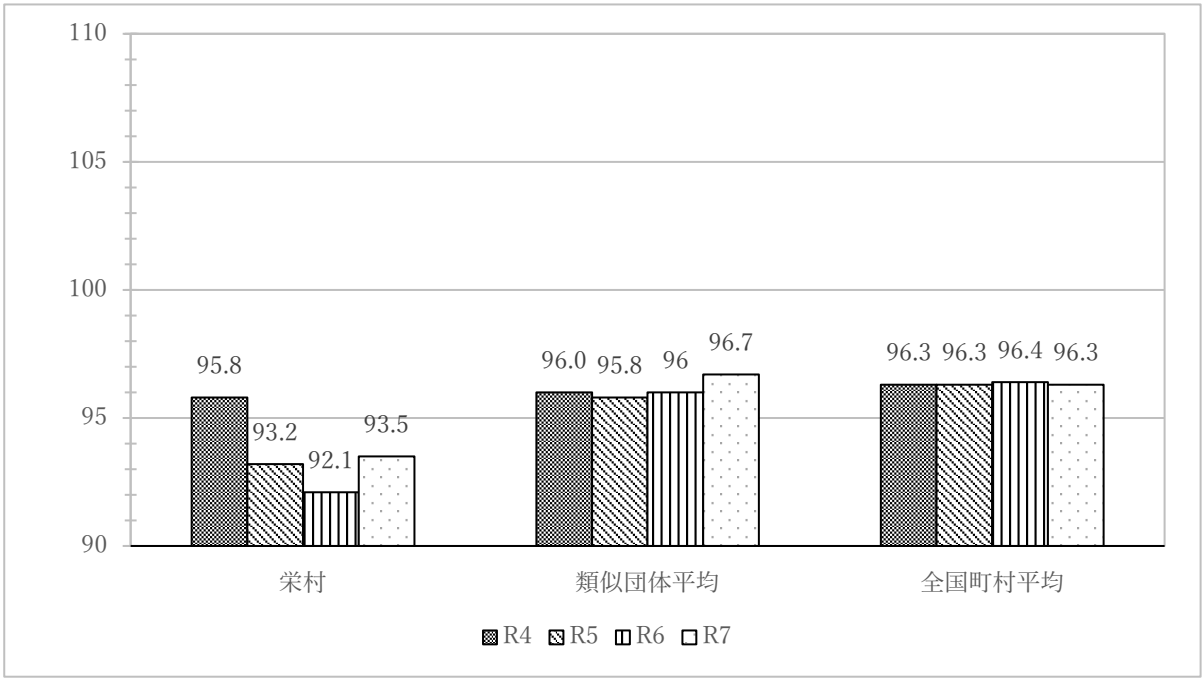

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　令和６年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4)　給与改定の状況

栄村では人事委員会を設置しないため、人事委員会による勧告はありません。
月例給の改定率、特別給の年間支給月数は、県に準じて改定を行っています。

(5)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［　実施　　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和７年４月１日 （内容）一般行政職の給料表について、県の見直し内容を踏まえ、3 級から６級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施した

②地域手当の見直し

本村は、地域手当の支給無し。

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを行いました。（令和７年４月１日実施）

(6)特記事項

特になし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
栄村	42.3 歳	306,478 円	335,182 円	306,482 円
長野県	44.8 歳	336,600 円	405,603 円	369,759 円
国	41.9 歳	332,237 円	―	414,480 円
類似団体	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	342,249 円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区　分		栄村	長野県	国
一般行政職	大学卒	224,800 円	230,500 円	220,000 円
	高校卒	192,100 円	198,700 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	― 円	― 円	― 円	― 円
	高校卒	256,400 円	― 円	― 円	― 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
６級	参事幹	１人	2.2 %	362,900円	424,800円
５級	課長、参事	６人	13.3 %	328,300円	406,900円
４級	副参事、課長補佐、主幹	３人	6.7 %	305,300円	397,800円
３級	係長、主任、主査	20 人	44.4 %	271,100円	362,400円
２級	主任主事	９人	20.0 %	235,000円	315,200円
１級	主事、主事補	６人	13.3 %	187,500円	263,700円

（注）１　栄村村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

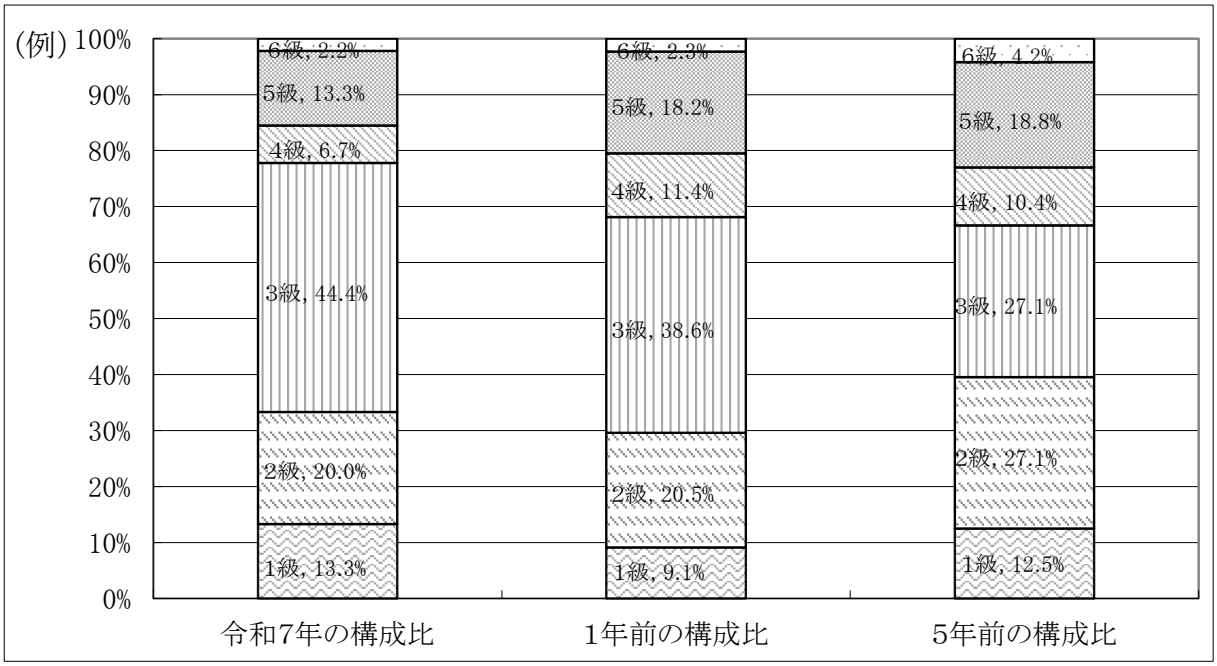

（注）　平成 18 年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和７年４月１日現在）

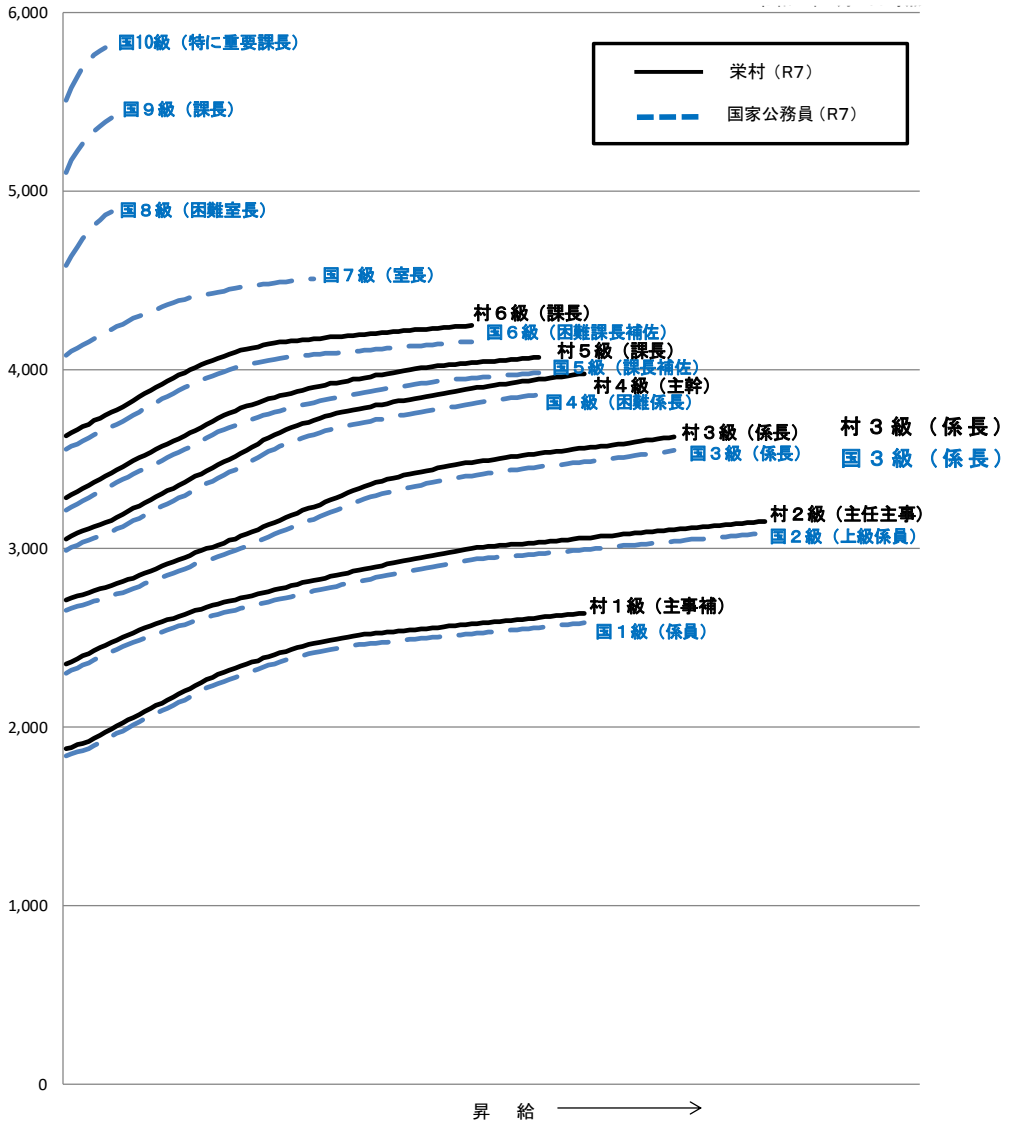

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（栄村）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

栄村	長野県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,503　千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,796　千円	―
（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 (　1.40)月分　(　1.00)月分	（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 (　1.40)月分　(　1.00)月分	（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 (　1.40)月分　(　1.00)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5 ～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5 ～20％ ・管理職加算　15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5 ～20％ ・管理職加算　10～25％

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（栄村）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）	＼	○	＼	○
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和７年４月１日現在）

栄村	国
（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続２０年　19.6695 月分 24.586875 月分 勤続２５年　28.0395 月分　33.27075 月分 勤続３５年　39.7575 月分　47.709 月分 最高限度　47.709 月分　47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率２～45％） （退職時特別昇給　なし　） 1人当たり平均支給額　18,427　千円	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続２０年　19.6695 月分 24.586875 月分 勤続２５年　28.0395 月分　33.27075 月分 勤続３５年　39.7575 月分　47.709 月分 最高限度　47.709 月分　47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率２～45％）

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額である。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

本村では地域手当の支給はありません。

(4) 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）			千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度）			%	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和６年度決算）	左記職員に対する支給単価
地域医療指導手当	医師及び歯科医師	診療所及び歯科診療所	千円	月額1,000,000円以内で村長が定める額

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算）	5,838　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	119　千円
支給実績（令和５年度決算）	4,046　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	80　千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和６年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 区分／手当の額 配偶者：3,000円 孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障がい者：6,500円 子：11,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の４　月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算する。	同		8,174　千円	220,919　円

<table>
<tr>
<td>住居手当</td>
<td>住宅（村営住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っている職員に対し支給。
<table>
<tr><th colspan="2">手当の額</th></tr>
<tr><td>家賃27,000円以下</td><td>家賃額から16,000円を控除した額</td></tr>
<tr><td>家賃27,001円以上</td><td>家賃から27,000円を控除した額×1/2＋11,000
（限度額28,000円）</td></tr>
</table>
</td>
<td>同</td>
<td></td>
<td>722 千円</td>
<td>180,500 円</td>
</tr>
<tr>
<td>通勤手当</td>
<td>通勤のため電車などの交通機関又は自家用車などの交通器具を使用する職員に対し支給。
<table>
<tr><th>区分</th><th>手当の額</th></tr>
<tr><td>交通機関</td><td>１か月当たりの運賃相当額</td></tr>
<tr><td>交通器具</td><td>使用距離に応じて、2,460円～41,050円</td></tr>
</table>
</td>
<td>異</td>
<td>交通用具使用距離区分</td>
<td>3,488 千円</td>
<td>68,392 円</td>
</tr>
<tr>
<td>管理職手当</td>
<td>役職が課長等の職員に対し支給。
<table>
<tr><th>区分</th><th>手当の額</th></tr>
<tr><td>課長、秋山支所長、参事</td><td>給料月額の５％</td></tr>
<tr><td>議会事務局長</td><td>給料月額の５％</td></tr>
<tr><td>教育委員会事務局長</td><td>給料月額の５％</td></tr>
<tr><td>会計管理者</td><td>給料月額の５％</td></tr>
<tr><td>行政、財政を担当する係長</td><td>給料月額の５％</td></tr>
</table>
</td>
<td>－</td>
<td></td>
<td>2,386 千円</td>
<td>238,600 円</td>
</tr>
<tr>
<td>宿日直手当</td>
<td>正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。
<table>
<tr><th>区分</th><th>手当の額（勤務1回につき）</th></tr>
<tr><td>一般の宿日直</td><td>4,700円</td></tr>
</table>
</td>
<td>同</td>
<td></td>
<td>616 千円</td>
<td>61,600 円</td>
</tr>
<tr>
<td>寒冷地手当</td>
<td>11月から3月までの期間において支給。
<table>
<tr><th>区分</th><th>手当の額（月額）</th></tr>
<tr><td>世帯主である職員（扶養親族有）</td><td>19,800円</td></tr>
<tr><td>世帯主である職員（扶養親族無）</td><td>11,400円</td></tr>
<tr><td>その他の職員</td><td>8,200円</td></tr>
</table>
</td>
<td>同</td>
<td></td>
<td>4,284 千円</td>
<td>75,158 円</td>
</tr>
</table>

５　特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区分		給料月額等	
給料	村長	606,000 円	（参考）類似団体における最高／最低額 846,800 円／ 528,000 円
	副村長	514,000 円	677,700 円／ 481,000 円
報酬	議長	221,000 円	400,000 円／ 203,000 円
	副議長	146,000 円	314,000 円／ 130,000 円
	議員	129,000 円	290,000 円／ 109,000 円
期末手当	市区町村長 副市区町村長	（令和６年度支給割合） 3.45 月分	
	議長 副議長 議員	（令和６年度支給割合） 3.45 月分	
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額） （支給時期）
	市区町村長	606,000円×在職月数×0.425	12,362,400円 任期毎
	副市区町村長	514,000円×在職月数×0.254	6,266,688円 任期毎
	備考		

（注）１　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 令和６年	職員数 令和７年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	10	11	1	人事異動に伴うもの
		税務	2	2	0	
		農林水産	6	5	△1	人事異動に伴うもの
		商工	5	6	1	人事異動に伴うもの
		土木	6	7	1	人事異動に伴うもの
		民生	12	11	△1	人事異動に伴うもの
		衛生	5	5	0	
		計	47	48	1	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　307.69 人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　207.64 人）
	教育部門		5	5	0	
	小計		52	53	1	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　339.74 人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　244.85 人）
公営企業等会計部門	病院		4	5	1	人事異動に伴うもの
	水道		1	1	0	
	その他		3	3	0	
	小計		8	9	1	
合計			60 [100]	62 [100]	2 [0]	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　397.44 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）

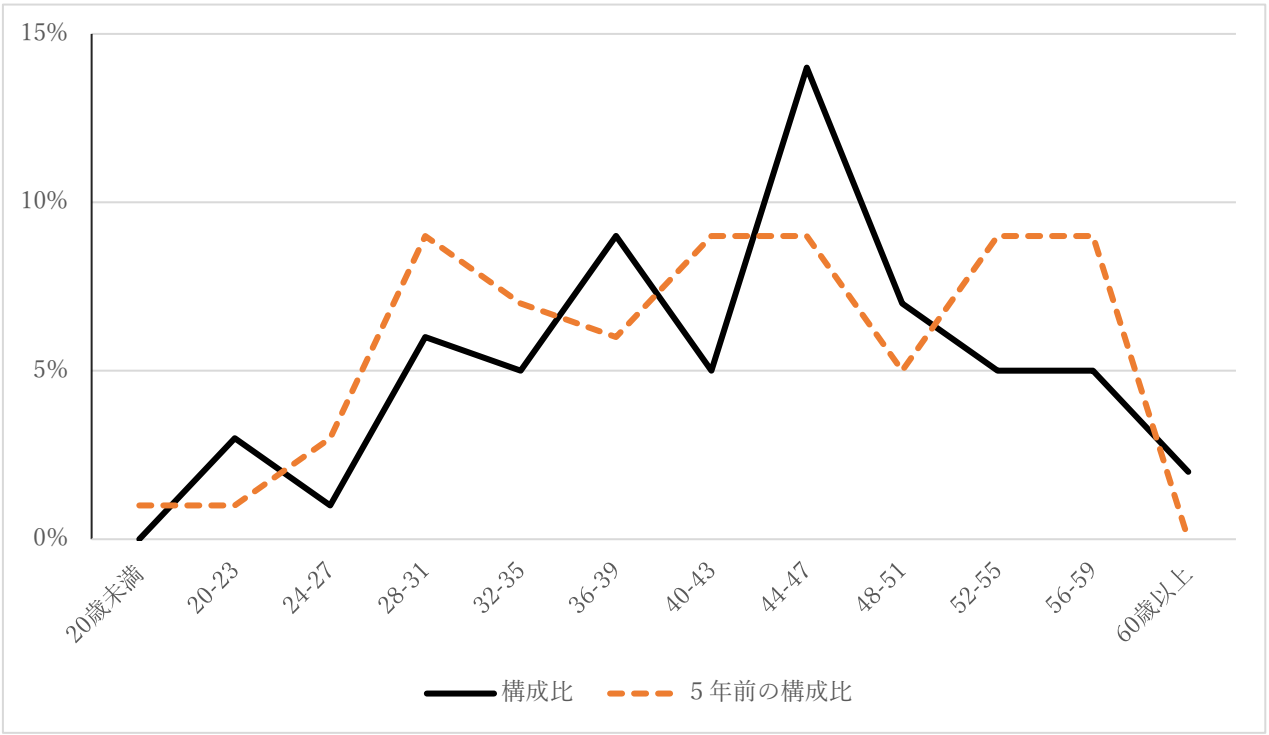

区　分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 3	人 1	人 6	人 5	人 9	人 5	人 14	人 7	人 5	人 5	人 2	人 62

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	48	49	47	47	47	48	0（　0%）
教育	6	4	4	4	5	5	△1(△16.7%)
普通会計計	54	53	51	51	52	53	△1(△ 1.9%)
公営企業等会計計	14	12	12	11	8	9	△5(△35.7%)
総合計	68	65	53	52	60	62	△6(△ 8.8%)

（注）1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。